

005G9U1N

501003

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式



【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】

【住所又は本店所在地】

【報告義務発生日】

【提出日】

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

【提出形態】

変更報告書<sup>(3)</sup>

法第27条の25第1項に基づく報告書

関東財務局長

弁護士 平川 修

東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

平成17年2月7日

平成17年2月15日

2名

連名



第1【発行会社に関する事項】

1【発行会社】

発行会社の名称	株式会社 新生銀行
会社コード	8303
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	東京都千代田区内幸町二丁目1番8号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ニュー・エルティシービー・パートナーズ・シー・ヴィ (New LTCB Partners C.V.)
住所又は本店所在地	オランダ王国 アムステルダム 1012KK ロッキン 55
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成11年9月27日
代表者氏名	ティモシー・クラーク・コリンズ
	ジェームズ・クリストファー・フラワーズ
代表者役職	マネージング・ディレクター
	マネージング・ディレクター
事業内容	投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 戸塚 貴晴
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

純投資
-----

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	872,707,500		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 872,707,500	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)			872,707,500
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年2月7日現在)	S	2,033,065,606
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		42.93
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		42.94

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
該当なし				

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、平成 17 年 2 月 7 日付で、提出者に対して直接または間接的に投資している投資家との間で、合計 822,438,052 株を現物分配の形で分配することに合意した。本契約による株券の受渡日は同年 2 月 17 日である。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	77,728,886.762
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	77,728,886.762

②【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者名	所在地
	該当なし		

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ジージーアール・ケイマン・エル・ピー（GGR Cayman L.P.）
住所又は本店所在地	ケイマン諸島 グランド・ケイマン ジョージタウン メアリーストリート 私書箱 908 ジーティー ウォーカーズハウス ウォーカーズ エス・ピー・ヴィー リミテッ ド 気付
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成13年2月26日
代表者氏名	ティモシー・クラーク・コリンズ
	ジェームズ・クリストファー・フラワーズ
代表者役職	ディレクター
	ディレクター
事業内容	投資業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 戸塚 貴晴
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

純投資
-----

## (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

## ① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	9,269,000		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 9,269,000	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 9,269,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

## ② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年2月7日現在)	S 2,033,065,606
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.46
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.46

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
該当なし				

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、平成 17 年 2 月 7 日付で、提出者に対して直接または間接的に投資している投資家との間で、合計 8,875,298 株を現物分配の形で分配することに合意した。本契約による株券の受渡日は同年 2 月 17 日である。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	825,556.159
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	825,556.159



②【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者名	所在地
	該当なし		

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) ニュー・エルティーシービー・パートナーズ・シー・ヴィ  
 (2) ジージアール・ケイマン・エル・ビー

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	881,976,500		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 881,976,500	N	O
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		881,976,500
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成17年2月7日現在)	S	2,033,065,606
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		43.38
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		43.39

## POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that New LTCB Partners C.V. (hereinafter the "Company"), a corporation having its principal office located at Koningslaan 34, 1075 AD Amsterdam Kingdom of the Netherlands, hereby nominates, constitutes and appoints Messrs. Osamu Hirakawa and Takaharu Totsuka, Attorney-at-Law, of Anderson Mori with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, jointly and each of them severally, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice; Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter the "Report") relating to the Company's shareholding in the Shinsei Bank, Limited (hereinafter the "Bank") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan;
2. To send and submit copies of the Report to the Bank, and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association;
3. To do any and all things and perform any and all acts necessary or desirable in connection with 1. and 2. above; and
4. To appoint a sub-attorney or sub-attorneys with limited authority to perform any or all of the actions hereinabove.

The Company does hereby agree to ratify and confirm whatever the attorney shall lawfully do or cause to be done in accordance with the premises hereunder.

This power of attorney shall remain effective until revoked by the Company.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be signed and sealed in its name and on its behalf by its duly authorized officer this ~~10th~~ day of February, 2004.

New LTCB Partners C.V.  
Koningslaan 34, 1075AD  
Amsterdam, The Netherlands

By: 

Timothy C. Collins

By: 

J. Christopher Flowers

(訳 文)

## 委 任 状

オランダ王国、アムステルダム 1075AD コニンスラーン 34 を本店とするニュー・エル・ティー・シー・ビー・パートナーズ・シーヴィ（「当社」）は、東京都港区六本木一丁目 6-1 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏、戸塚貴晴氏の両氏を代理人と定め、当社のために下記行為をなす権限を授与する。

1. 当社による株式会社新生銀行の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（「報告書」）ならびに基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社、関連証券取引所および日本証券業協会に送付すること。
3. 上記に関して必要または望ましいと思われるその他のすべての行為を行うこと。
4. 復代理人を選任し、上記に従って委任された行為の全部もしくは一部を行う制限付きの権限を付与すること。

当社は、ここに上記の代理人が当社の名においてまたは当社のために本委任状に基づいて行うかまたは第三者をして行わせるすべての行為を承認し、確認することを約する。

本委任状は当社が書面で取り消すまで有効とする。

上記の証として、当社は2004年2月19日、本委任状に署名した。

ニュー・エル・ティー・シー・ビー・ビー・シー・ヴィー

(署 名)

氏名：【ティモシー・クラーク・コリンズ】

役職：【マネージング・ディレクター】

氏名：【ジェームズ・クリストファー・フラワーズ】

役職：【マネージング・ディレクター】

上記正訳しました。

弁護士 戸塚 貴晴

## POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that GGR Cayman L.P. (hereinafter the "Company"), a corporation having its principal office located at c/o Walkers SPV Limited, Walker House, P.O. Box 908 GT, Mary Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, hereby nominates, constitutes and appoints Messrs. Osamu Hirakawa and Takaharu Totsuka, Attorney-at-Law, of Anderson Mori with offices at Izumi Garden Tower, 6-1, Roppongi 1-chome, Minato-ku, Tokyo, Japan, jointly and each of them severally, to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter the "Report") relating to the Company's shareholding in the Shinsei Bank, Limited (hereinafter the "Bank") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan;
2. To send and submit copies of the Report to the Bank, and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association;
3. To do any and all things and perform any and all acts necessary or desirable in connection with 1. and 2. above; and
4. To appoint a sub-attorney or sub-attorneys with limited authority to perform any or all of the actions hereinabove.

The Company does hereby agree to ratify and confirm whatever the attorney shall lawfully do or cause to be done in accordance with the premises hereunder.

This power of attorney shall remain effective until revoked by the Company.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be signed and sealed in its name and on its behalf by its duly authorized officer this [REDACTED] day of February, 2004.

GGR Cayman, L.P.  
c/o Walkers SPV Limited, Walker House, P.O. Box  
908 GT, Mary Street, George Town, Grand Cayman,  
Cayman Islands

By: 

Timothy C. Collins

By: 

J. Christopher Flowers

(訳 文)

委 任 状

ケイマン諸島 グランド・ケイマン ジョージタウン メアリーストリート 私書箱 908 ジーティー ウォーカーズハウス ウォーカーズ エス・ピー・ヴィー リミテッド 気付を本店とするジージーアール・ケイマン・エル・ピー（「当社」）は、東京都港区六本木一丁目 6-1 泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利 法律事務所の弁護士平川修氏、戸塚貴晴氏の両氏を代理人と定め、当社のために下記行為をなす権限を授与する。

1. 当社による株式会社新生銀行の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（「報告書」）ならびに基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社、関連証券取引所および日本証券業協会に送付すること。
3. 上記に関して必要または望ましいと思われるその他のすべての行為を行うこと。
4. 復代理人を選任し、上記に従って委任された行為の全部もしくは一部を行う制限付きの権限を付与すること。

当社は、ここに上記の代理人が当社の名においてまたは当社のために本委任状に基づいて行うかまたは第三者をして行わせるすべての行為を承認し、確認することを約する。

本委任状は当社が書面で取り消すまで有効とする。

上記の証として、当社は 2004 年 2 月 19 日、本委任状に署名した。

ジージーアール・ケイマン・エル・ピー

(署 名)

氏名：【ティモシー・クラーク・コリンズ】  
役職：【ディレクター】

氏名：【ジェームズ・クリストファー・フラワーズ】  
役職：【ディレクター】

上記正訳しました。

弁護士 戸塚 貴晴